

サクスシェア 感染症対策マニュアル (R2.8.21)

※ ウイルスを『持ち出さない』かつ『持ち帰らない』 プライベートも含めた面会時の予防対策の徹底！

1 出勤時にやること	2 訪問先でやること	3 帰社時にやること
① 前日の検温 ① 事業所内アルコール消毒 ② 石鹸手洗い ③ アルコール消毒 ④ 朝礼時、マスク、距離確保	① マスク着用 ② 石鹸手洗い ③ アルコール消毒持ち出し ④ 先方へマスク等対策要請 (マスクを常時数個所持)	① 石鹸手洗い ② アルコール消毒 ③ マスク着用

4 相談支援における面会の取り扱い原則及び手順

- ① 相談支援事業所サクスシェアとしての面会の考え方を説明
 - ・ 上記の通り徹底した感染症予防対策を実行した上で、面会の用意があること
 - ・ 面会を承諾するかどうかの意志選択を打診（決して強要しない）
 - ・ 先方から了承が得られた場合のみ、面会を設定
 - ・ 先方へも感染症予防対策を求める（意識が薄いと判断した場合は面会をお断りする）
 - ② 訪問時、上記2の対応を実行
 - ③ 面会時、接触の物理的距離を保つ(2m)・部屋の喚起状態を要請する・短い時間で終了する
 - ④ 訪問先退室後に、手指、服等のアルコール消毒（スプレー容器準備）
- ※ 面会なし時の事務処理は、電話等にて了承を得た上で代筆記名する（必要に応じて郵送やりとり）

4 業務記録追加項目（業務記録については、就寝前、もしくは、翌朝に入力）

- ① 就寝前の検温
- ② 体調不良の有無及び症状
- ③ この日の接近面会者自宅訪問者を含む
- ④ この日の外出先コンビニを含む

5 在宅ワーク勤務時の給与について

- ① 在宅ワークを希望する場合
 - ア フルタイム勤務の場合：通常給与支給
 - イ 時間短縮した場合：時給 1500 円にて換算（業務記録に入力）
- ② 事業所勤務の場合
 - ア 1日 1000 円の慰労手当支給（今後、要検討）
- ③ 在宅ワークの具体的内容については以下の通り
 - ア 田中は事務所勤務 その他職員は自宅にて勤務（必要に応じて事務所来所は可）
 - 1 9：00 朝礼 ビデオ通話
 - 主な役割：田中：ホワイトボード操作・郵便・受給者証・留守電
 - 松本：メール・FAX
 - 高倉：名簿システム入力等
 - 2 17：30 終礼 ビデオ通話
 - 3 勤務者準備：用紙・封筒・切手・担当ファイル持ち帰り
- ④ 感染疑いもしくは感染した場合の対応について（勤務職員）
 - ア 37.5 度以上の**発熱及び咳き込みや息苦しさ**等の症状の自覚があった場合は、すみやかに出勤しないもしくは早退する。
 - イ 自宅療養中発熱や症状が「**2日間**」治まらない場合は病院受診すること。

- ウ 発熱症状が治まっても「2週間」は在宅勤務とする。
- エ 感染者と接触したことが確認された場合は、以降、在宅ワークとする。(在宅ワーク参照)
- オ その他詳しい基準及び対応については福岡市の案内・指示に従う。(下記)

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が続いている者又は強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある者をいう。

2. 通所施設等における対応

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、以下の対応を行う。
なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。

さらに、当該利用者の主治医及び接触の機会がある関係機関等に報告・連絡を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液※1で清拭後、湿式清掃し、乾燥させ次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)の88ページを参考にすること。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。

なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

※ なお、このマニュアルは、常に参照できる状態で携帯しておくこと。